

(総 則)

第 1 条 受注者（以下「乙」という。）は、別紙の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の物品を、表記の契約金額をもって、表記の納入期限内に、表記の納入場所において発注者（以下「甲」という。）に納入しなければならない。

2 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品を納入する上において当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で行うものとする。

4 この契約書に定める請求、通知、申出、協議、承諾、解除及び催告は書面により行わなければならない。

(監 督)

第 2 条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(納品書の提出等)

第 3 条 乙は、物品を納入するときは、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 乙は、いったん甲に納入した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(検 査)

第 4 条 甲は、前条第 1 項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に甲の職員をして検査を行わせるものとする。この場合において、必要があるときは、甲が自ら又は第三者に委託して、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第 1 項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、すべて乙の負担とする。

5 甲は、第 1 項の検査について、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

(手直し又は引換え)

第 5 条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第 1 項の検査に合格しないときは、速やかにその不合格となった物品を引き取った上、手直し又は引換えにより、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、1 回に限り、手直し又は引換えのための期間として相当日数を指定することができる。

3 乙は、第 1 項の規定により手直し又は引換えが完了したときは、その物品を納入場所において甲に納入するとともに、第 3 条第 1 項に定める納品書を甲に提出しなければならない。

(手直し等に係る検査)

第 6 条 甲は、前条第 3 項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。

2 第 4 条の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第 7 条 甲は、第 4 条第 1 項又は前条第 1 項の検査（以下「検査」と総称する。）に合格しなかった物品について、その種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

2 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第 8 条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第 2 項の協議が成立したときに、乙から甲に移転し、同時に、その物品は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第 9 条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せ

て損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

第10条 乙は、納入期限内に物品を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由及び遅延日数等を詳記して甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出は、納入期限内にしなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

第11条 前条の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

第12条 第10条の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、甲は、乙から遅延違約金(次項の規定により計算した額が100円未満の場合を除く。)を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることができる。

- 2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき財務大臣が定める率と同率(年当たりの率は閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)を乗じて計算した額とする。

- 3 第3条第2項ただし書の規定により物品が分割して納入され、又は物品の一部について検査に合格し、かつ、甲において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において、第1項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。

- 4 第5条第2項の規定により手直し又は引換えの期間を指定した場合において、当該手直し又は引換えに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

- 5 第7条の規定により減価採用した場合において、当該減価採用に係る物品が納入期限後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、減価採用額を基礎として計算する。

- 6 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、納入期限及びその他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)

第15条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生じるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させ、又は返還する。

(協議解除)

第16条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

- (2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。

- (3) 正当な理由なく、第5条第1項又は第9条第1項の引換え又は手直し等がなされないとき。

- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わ

ないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第27条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第18条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(9) この契約に関して、公正取引委員会の乙に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令が確定したとき又は同法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(10) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 第13条の規定により、甲が物品の納入を中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第13条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除の場合における既納物品の取扱い)

第19条 第17条又は第17条の2の規定により契約が解除された場合において、既に納入された物品（以下「既納物品」という。）があるときは、甲は、必要と認める既納物品の全部又は一部を、その所有とすることができる。

2 前項の規定により甲の所有とする既納物品の代価については、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲の所有とした既納物品以外のものを、甲の指示する期間内に、乙の負担において引き取らなければならない。

(代金の支払)

第 20 条 乙は、物品を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、甲の検査に合格した後又は第 7 条第 2 項の協議が成立した後でなければ代金を請求することができない。

2 乙は、甲の定める手続に従って、書面により代金を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に、代金を支払わなければならない。

4 甲は、第 3 項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(既納物品の代金の支払)

第 21 条 乙は、第 19 条第 1 項の規定により甲の所有とした既納物品の代金を、同条第 3 項に定める既納物品の引取り後でなければ請求することができない。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合について準用する。

(契約保証金の返還等)

第 22 条 甲は、乙の請求に基づき、契約保証金の全部又は一部を代金の支払の時に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、第 17 条又は第 17 条の 2 の規定により契約が解除された場合において、返還すべき契約保証金があるときは、甲は、乙の請求に基づきその請求があった日から起算して 30 日以内に返還する。ただし、乙は、第 19 条第 3 項に定める既納物品の引取りの義務を履行しないときは、その履行が完了するまで契約保証金の返還を甲に請求することができない。

3 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合の特則)

第 23 条 第 15 条、第 17 条の 3 第 3 項及び前条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合について準用する。この場合において、これらの規定中「契約保証金」とあるのは、「契約保証金の納付に代えて提供された担保」と読み替えるものとする。

(相 殺)

第 24 条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(賠償の予定)

第 25 条 乙は、第 17 条の 2 第 9 号又は第 10 号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 17 条の 2 第 10 号のうち乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 26 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、申出、協議、承諾、解除及び催告は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 27 条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定等)

第 28 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。